かえる
かわうち
かわら版 No. 9

川内村災害対策本部
平成２３年９月１日発行

緊急時避難準備区域解除に向けた村の考え方

川内村長　遠　藤　雄　幸

大震災から６か月となりますが村民の皆様のご心痛をお察しいたします。

本村は現在、警戒区域と緊急時避難準備区域の２つの区域が設定されています。その緊急時避難準備区域は、福島第一原子力発電所から２０キロから３０キロにある地域で、主に第５区の田ノ入地区と第８区を除く地域で、９月にも解除される方針が示されました。

解除される理由としては、水素爆発が生じたり、原子炉等の冷却ができなくなる可能性は低くなったことによるもので、緊急事態の発生はないとのことです。

しかし、解除になって直ちに戻れるものではありません。

村民の皆さんが安心して住み続けるためには除染が最大の要因です。今後、放射能汚染などに対し村では下記の７つの項目を強く要望し、さらに安全が確保されてから、村として避難解除を発する方針でありますので、もうしばらくの間、「自主避難」をお願いいたします。

なお、国と県の方には、次の７つの項目を要望しております。

記

① 空間や土壌、飲料水の詳細なモニタリングと除染
　→安全・安心の確保

②基幹産業としての農林業の推進と新たな雇用の場の確保

③村民全員が帰村できる環境整備と健康管理
　（保育園、小中学校、ゆふねの再開）

④警戒区域及び特定避難勧奨地点の住民用住宅の設置

⑤生活を営むためのごみ処理、し尿処理及び火葬場の確保

⑥一世帯に一台の線量計の配布
　（保育園、小中学生には積算線量計を配布）

⑦除染対策や復興ビジョンの実現のための専門的な人的な支援

これらについて回答はいまだ得られませんが、村民の皆さんが村に戻って生活する最低限必要なこととなっております。

また緊急時避難準備区域解除後には、別途、説明会を開催する計画です。なお、警戒区域の見直しは今回予定されておりません。

全国農業会議から義援金を受けました

東日本大震災の甚大な被害に対し、全国の農業委員会で義援金の取組みがおこなわれました。今回、全国農業会議より川内村農業委員会に対し義援金（百万円）贈呈がありました。

７月に開催された川内農業委員会協議会では、貴重な義援金であり川内村民へ公平・公正に取り扱うよう協議されました。

８月１４日（日）には農業委員会長　坪井利一氏から遠藤村長への贈呈・引渡しが行われました。

夏季野球大会

伝統ある夏季野球大会は８月１５日（月）開成山野球場で１１４名が参加し開催しました。「第６４回川内村夏季野球大会　野球で見せましょう　川内の底力を！」の横断幕を先頭に入場行進が行われスタンドからは大きな拍手が送られました。

開会式では、今大会のために激励に駆けつけて下さった中畑　清さんの温かい励ましの言葉に選手や観客の皆さんは、とても勇気づけられたくさんの元気をいただき、また、始球式にもバッターとして参加されスタンドからは大声援が送られました。

選手宣誓は、川中Ａチームのキャプテン三瓶惇稀選手が行い、５ヶ月ぶりにチームメイトと再会し一緒に野球ができることにたいへん喜んでいました。

試合は、残念ながら雷雨により準決勝の第２試合と決勝はできませんでしたが、選手たちは久々に友人と会い大切なふるさと「川内村」を思い出し、大好きな「盆野球」を存分に楽しんでいました。

成人式

今年度の川内村成人式は、８月 １４日郡山市ベルヴィ郡山館で、成人者・来客・関係者など多数の方々が出席し盛大に開催しました。

式では新成人一人一人の名が読み上げられ、代表して村長から菊地詩穂さんに成人証書が手渡されました。

その後、村長から式辞があり、続いて川内村議会議長が祝辞を述べ、これに応え新成人を代表し、猪狩英寿さんが「若い力でこの現状を乗り越える」と謝辞を述べました。

アトラクションとしてパンフルート奏者の今井勉さんと川内村バンドグループ「はっさく」の坪井新誌さんからお祝いの歌が贈られ新成人の門出に花を添えました。

猪狩英寿さん

菊地詩穂さん

高齢者サポートセンター「あさかの杜　ゆふね」ができました

郡山南１丁目応急仮設住宅の中央に福島県が高齢者サポートセンターを建設しました。この施設は高齢者等に対する総合相談、デイサービスや生活支援サービスを提供するための拠点になります。管理運営は川内村社会福祉協議会が行い富岡町・川内村の仮設住宅の皆様に対し色々なサービスを ９ 月上旬ごろから提供致しますのでみなさんお気軽に足を運んでください。

固定資産課税台帳の縦覧

平成２３年度の固定資産税課税台帳の縦覧を９月１日から９月３０日まで行います。

この台帳には、皆さんの固定資産の状況や課税の内容が記載してありますので、縦覧の上ご確認ください。

〇日時　９月１日から９月３０日まで
（土曜・日曜・祝祭日は除く）
午前８時３０分から午後５時１５分まで

〇場所　川内村災害対策本部　住民班
郡山市南二丁目５２番地　ビッグパレットふくしま

県立大野病院眼科に通院していた方へ

避難され、眼のことで困っていらっしゃいませんか？
何かご相談がありましたら、下記までご連絡下さい。
北福島医療センター　　八子恵子
連絡先：北福島医療センター　（8:30～17:30 土、日、祝日休み）
電話：０２４－５５１－０１０１　　担当　大河内さんまで

被災された視覚障害のある方へ

東日本大震災により、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。このような状況での生活には見えにくいために何かとご不自由も多いことと思われます。このパンフレットは、視覚障害のある方が今回の被災により、ご自宅あるいは避難所での生活でお困りのごとや、眼鏡、視覚補助具、便利グッズなどの紛失、破損などについての相談窓口をお知らせするためのものです。

下の相談窓口にお電話をください。担当者がお困りの内容に応じたアドバイスやご提案をいたします。
小さなことでも結構です、ご連絡をお待ちしています。
＜相 談 窓 口＞
＊ 福島県視覚障がい者生活支援センター

福島県内の民間賃貸住宅に係る 家賃等返還（遡及措置）について

平成２３年３月１１日以降、避難のために被災者自らが民間賃貸住宅に入居し、負担していた家賃等の返還について、福島県内での取扱いを以下のとおりとします。

〇対象世帯
住家全壊等世帯、または、原発避難指示等世帯で、県内の民間賃貸住宅に入居した後、県の借上げ住宅等に入居した世帯

〇対象期間
３月１１日以降、県内の応急仮設住宅等に入居するまでの間で、県内の民間賃貸住宅に入居していた期間

〇対象費用
対象期間内に対象世帯が負担した敷金、礼金、仲介手数料、損害保険加入費用、家賃（駐車場代含む）、管理費、共益費

〇申請受付期間
平成２３年８月１２日（金）から平成２３年１０月３１日（月）まで

〇郵送先及び問い合わせ先
〒９６０－８６７０ 福島県災害対策本部 遡及措置担当
（※郵送のみで受付します）
０２４－５２２－６５１１、６５１２（平日９時から１７時まで）
〇その他
申請書等については、福島県ホームページに掲載しています。
URL:http://www.pref.fukushima.jp/j/index.htm
なお、各市町村窓口においても申請書を配布しています。

災害弔慰金について

３月１１日以降になくなられたご遺族のかたに、「災害弔慰金支給調査表」等を送付しました。
この制度は、本来津波や地震等自然災害により亡くなられた場合に災害弔慰金が、支給されるものですが、今回は原子力災害による関連死も認められました。このため関連死に該当するかどうかを医師や弁護士等で組織する審査会にて支給、不支給の審査を行います。
今回、郵送した調査表を受領されたかたは、必要事項を記入のうえ同封の封筒にて提出してください。

敬老会開催の見送りについて

今年度は、原発事故等により川内村住民が福島県内外へ避難しており、開催場所の選定、出席者の人数減等実施に向けて困難な状態にあるため、今年度の敬老会開催は見送りますので、ご理解をお願いします。

東日本大震災に係る火葬費用の取扱いについて

東日本大震災の災害発生時に県内市町村に居住し、震災と関係がある死と認められる方が、災害による混乱のため御遺族が火葬した場合、災害救助法の適用対象となって、その費用が国庫負担となりましたので、すでに御遺族が支払われている費用を返還いたします。

〇対象者
「震災と関係がある死」と認められる方で、次のような場合を対象とします。
（１）津波や地震に伴う土砂崩れ等により亡くなった方
（２）避難所で亡くなった方
（３）搬送された病院や社会福祉施設等で亡くなった方

〇対象期間等
災害による混乱のため御遺族が実施したもので、平成２３年３月１１日の災害発生後から７月３１日までに火葬したものを対象とします。

〇対象経費等
（１）火葬費用、棺(付属品も含む)、骨壺・骨箱、遺体安置料(遺体保存のための資材代も含む)及び遺体搬送料。これらのうち福島県が必要と認めるもの。
（２）大人（満１２歳以上）の場合、２０１，０００円以内
　　小人（満１２歳未満）の場合、１６０，８００円以内を原則とします。
※ 式典費用（祭壇、供花、酒代）は対象外とします。

〇申請書類
（１）埋葬代金に係る代理受領承諾申請書（様式１）
　　※委任した埋葬業者等ごとに作成し、埋葬業者等から署名押印等が必要です。
（２）火葬報告書・火葬費用明細書（様式２）
（３）火葬許可証の写し
（４）火葬場使用料の領収書の写し
（５）葬祭業者からの領収書及び費用明細書の写し
（６）死亡診断書（又は死体検案書）の写し
（７）申立書（様式３）
　　※災害との関連性を確認するため被災後の経緯を記載してください。
（８）口座振込先（様式４）及び預金通帳の写し
　　※口座番号・口座名義人が分かる通帳のコピーを添付してください。

上記の受付期間は、８月１５日から１１月３０日までとします。

【問い合せ】川内村災害対策本部　住民班　猪狩　℡0120-38-2119

法務なんでも相談所開設のお知らせ
～がんばろう！東北　東北一斉（福島地方法務局）～

主な内容

・震災で所有者が亡くなったけど、相続登記はどうすればいい？
・代替住宅用の土地を購入したけど、登記はどうすればいい？
・被災後、建物を新築したけど、登記はどうすればいい？
・震災で亡くなった会社役員の変更登記はどうすればいい？

日　時　　平成２３年９月１１日（日）午前１０時から午後４時

場　所　　福　島　市　　電話相談（0120-227-746）
　　郡　山　市　　ビッグパレット北側仮設住宅　富岡町集会所
　　白　河　市　　北中川原仮設住宅　集会所
　　会津若松市　　一箕町松長近隣公園仮設住宅　第一集会所
　　いわき市　　いわき市役所　１階ロビー
　　二本松市　　安達運動場仮設住宅　集会所Ｂ
　　須賀川市　　翠ケ丘公園自由広場仮設住宅　集会所
　　相　馬　市　　福島地方法務局相馬支局
　　桑　折　町　　東段仮設住宅　集会所２
　　新　地　町　　新地町役場１階会議室

相談は法務局職員が担当します。

お問合せ先　福島地方法務局総務課　電話番号０２４－５３４－１９８３
　　福島市霞町１－４６（福島合同庁舎内）

※なお、当日以外もフリーダイヤルによる電話相談を受け付けています。
　法務局震災相談フリーダイヤル　０１２０－２２７－７４６
　フリーダイヤル受付時間　　平日　午前８時３０分～午後５時１５分
　　休日　午前９時～午後４時

「法の日」週間記念無料法律相談所開催のお知らせ

１０月１日は、国を挙げて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序確立の精神を高めることを目的として制定された「法の日」です。裁判所では、１０月１日から７日までの一週間を「法の日」週間とし、法務省、弁護士会などの協力を得て、無料法律相談を開催しております。

開催地	相談会日時	場所（お問合せ先）
福島市	10 月 5 日（水） 午前 10 時～ 午後 3 時	福島市山下町 4-24 福島県弁護士会館 （℡024-536-2710）
相馬市	10 月 3 日（月） 午前 10 時～ 午後 3 時	相馬市中村字桜ケ丘 56-1 相馬法律相談センター （℡0244-36-4789）
郡山市	9 月 30 日（金） 午前 10 時～ 午後 3 時	郡山市堂前町 25-23 郡山法律相談センター （℡024-936-4515）
会津若松市	9 月 30 日（金） 午前 10 時～ 午後 3 時	会津若松市追手町 6-6 福島地方・家庭裁判所（℡0242-27-0264）
いわき市	10 月 7 日（金） 午前 10 時～ 午後 3 時	いわき市平字八幡小路 41　福島地方・家庭裁判所 （℡0246-22-1320）

ホールボディカウンター（内部被ばく）検査の実施について

川内村では、ホールボディカウンターの検査を福島県から 300 名の割り当てを受けました。対象者の方には現在案内を郵送しております。検査を希望される方は、９月９日（金）までに川内村災害対策本部までご返送ください。

１．対象者：３月１１日に住民登録等があった
①現在妊娠中の方
②現在３歳以下のお子さんの保護者
③現在４歳以上～中学３年生までの方
④高校生（①～③で 300 名に達しない場合生年月日順に若い方から）

※３歳以下の乳幼児の場合はお子さんが直接検査できないため、保護者の方が検査を受けます。
※会場での結果の説明があるので、小学３年生以下は原則として保護者の同伴が必要になりますが、**検査はお子様のみ**となります。
（小学４年生以上の保護者の方でも希望される場合は同伴も可能）
※保護者が同伴される場合は、身分を確認するもの（運転免許証か健康保険証等）を必ずご持参ください。

２．日　　程：９月～１０月の３日間
３．場　　所：茨城県東海村　独立行政法人日本原子力研究開発機構（ＪＡＥＡ）
４．検査時間：１人あたり５分程度
５．交通手段：郡山方面、いわき方面はバスを配車いたします。
その他の地区の方は自家用車等での移動をお願いいたします。
６．日程：　ビッグパレット発７：30　→　説明・検査 10：30　→　結果説明 14：00
→　ＪＡＥＡ発 16：00　→　ビックパレット着 18：30
バスを希望される方は７時 20 分までにビッグパレット川内村災害対策本部前にお集まりください。
７．その他：昼食については、対象者１名につき同伴者１名分まで支給される予定です。

※県からの割り当て人数が決まっています。検査を希望されない方の分は高校生に当てますので、必ずご連絡ください。

内部被ばく検査について、不明な点がありましたら下記にお問い合わせください。
小・中学校　⇒　川内村災害対策本部　教育班　　ＴＥＬ　０２４－９４６－８８２８
妊婦・乳幼児・高校生　⇒　介護医療班　　０１２０－３８－２１１９

東日本大震災で被災された産婦に対する出産祝い義援金支給について

震災により家屋を全壊または半壊した方、もしくは 20km 圏内の警戒区域の方で、平成 23 年３月１日～12 月 31 日に出産された女性（産婦）
※原発から 20～30km 圏内の緊急時避難準備区域の方は対象にはなりません。

支給金額：一人あたり 50,000 円
ジョイセフ宛申請書受付期限：平成 24 年２月 29 日
【問い合せ】
ジョイセフ（財団法人家族計画国際協力財団）
〒162－0848　東京都新宿区市谷田町１－10　保健会館新館
TEL 03-3268-3454（電話受付：月～金 10:00～18:00）FAX 03-3235-9774

緊急雇用事業　「がんばろう福島！“絆”づくり応援事業」

株式会社ワールドインテックでは、川内村の雇用対策の一環として、福島県の緊急雇用創出基金事業「がんばろう福島！“絆”づくり応援事業」のもとに川内村民の皆様の中からお仕事をしていただける方を募集します。

①雇用対象者

・川内村に住所を有し、震災で避難されている方または現在も村内にお住まいの方

②募集職種

【１】　仮設住宅運営保守業務（募集予定人員6人）

期　　間：平成23年9月中旬から平成24年3月31日まで
勤 務 地：郡山市内３箇所の川内村仮設住宅内
業務内容：仮設住宅入居者への情報周知、入居者見守り、相談窓口、環境保守等
休　　日：週休２日（土日祝日関係なくシフト制での勤務）

【２】　川内村内パトロール業務（募集予定人員18人）

期　　間：平成23年9月中旬から平成24年3月31日まで
勤 務 地：川内村内　※川内村役場に集合
業務内容：村内パトロール業務
休　　日：週休２日（４勤２休）　早番・遅番の交代制

【３】　川内村内環境保全業務（募集予定人員１２人）

期　　間：平成23年9月中旬から平成23年10月末日くらいまで（予定）
勤 務 地：川内村内　※川内村役場に集合
業務内容：川内村内の草刈等環境保全
休　　日：土日祝日
※原則として草刈機の持ち込みが可能な方
※軽トラック持ち込み可能な方歓迎（車両借上手当支給）

③応募について

応募受付期間：平成２３年９月１日より平成２３年９月７日まで
面接・選考期間：平成２３年９月８日より平成２３年９月１０日（予定）

※電話にて応募受付後に面接日時、場所をご連絡しますので、まずはお問い合わせください。
※震災後村の雇用対策に雇用された方以外の方を優先して採用する予定です。

【問い合せ】

株式会社ワールドインテック（緊急雇用事業受託事業者）
〒９６３－８００４　福島県郡山市中町１５－９　増子中町ビル1Ｆ
福島営業所　０２４－９９０－０６３１　県中地域採用担当者まで
川内村役場住民班　０１２０－３８－２１１９

自動車をビッグパレット駐車場に置かれている皆さんへ

ビッグパレットの避難所は、８月末日をもって閉鎖されました。このため、現在、郡山市の仮設住宅やアパート等に居住されていて、自家用車をビッグパレットに駐車されている皆さんは、今後、イベントの実施や地震による大修繕のため工事車両が駐車しますので速やかに移動されるようお願いいたします。

健診について

健診日時・会場

日程／９月 24 日・25 日

会場／ビッグパレットふくしま

受付時間／午前８時 00 分　～10 時 30 分まで

※今回の健診の申込みは締め切りました。

※すでに川内村での健診を受けられた方は、今回の健診は受診できません。
がん検診を小野町総合病院で９月以降実施できるよう調整中です。

特定健診の対象
〇国民健康保険加入者（40歳～74歳）
〇長寿医療制度加入者（75歳以上の方）
〇社会保険等の被扶養者（受診券と保険証のある方に限ります）

※今回の健診を申し込まれた方には、健診の１週間前までには受診録・尿コップ・大腸がん容器等お送りします。

がん検診

	対　象　者	検診内容	個人負担金
結核・肺野部検診	40 歳以上	胸部レントゲン	無料
肺がん（喀痰）検診	40 歳以上 タバコを吸う方にお勧めします	喀痰検査	無料
胃がん検診	40 歳以上	バリウム検査	無料
大腸がん検診	40 歳以上	便潜血法 (2 日間)	無料
前立腺がん検診	50 歳以上の男性	血液検査	無料

※がん検診は、医療保険に関係なくどなたでも受診できます。

〈郡山市外・県外に避難されている方〉

避難先の市町村で健診を受診できる場合がありますので、避難先の市町村にご相談ください。避難先での健診が難しい場合は、医療機関で実施できるよう現在調整中です。決定し次第お知らせいたしますので、もうしばらくお待ちください。

〈田村市・田村郡に避難されている方〉

９月以降、小野町総合病院で個別に総合検診を実施する予定です。申し込まれた方には、日程等詳しい内容について後日郵送でお知らせします。

※子宮がん・乳がん検診については、秋以降に別日程で実施する予定です。

＊健診について不明な点は、
川内村災害対策本部　介護医療班　TEL0120-38-2119までお問い合わせ下さい。

国保税について

平成 23 年度の国民健康保険税は次のようになります。

＊保険税の減免について

⑴東日本大震災により被害を受けた方、東京電力福島第一原子力発電所の災害により屋内退避区域指示、計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域、警戒区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている世帯は国保税の減免の対象になります。

⑵減免の要件に該当することが明らかな世帯で減免申請の意思を確認することをもって、減免申請書の提出をしなくても減免措置を受けることができます。

⑶また、減免対象保険税は平成２３年３月１１日から平成２４年３月３１日までに納期限が設定されている保険税となりますが、当該避難指示等が解除された場合には、別途定める月分までの保険税が対象となります。

平成２２年度の９期分も対象となりますので、既に９期分を納入された世帯には還付を行っています。

〇平成２３年度分の国民健康保険税納税通知は、９月中に送付させていただく予定となっております

問い合せ：住民班

＊平成２３年度の険税率

	所得割 100 分の	資産割 100 分の	均等割 (円)	平等割 (円)
医療分	５．０６	１８．５５	２４，０００	２２，２００
支援金分	１．７９	６．５６	８，５００	７，９００
介護分	１．７２	７．５８	１１，０００	６，７００

参考（平成２２年度）

	所得割 100 分の	資産割 100 分の	均等割 (円)	平等割 (円)
医療分	５．８２	３３．９５	２０，３００	１７，６００
支援金分	２．３７	１３．７８	８，２００	７，２００
介護分	１．６９	１１．６１	７，９００	４，６００

＊保険税の決まり方

保険税は、次の項目を組み合わせて１世帯あたりの保険税が決められます。
介護分は、４０歳から６４歳の人（介護保険の第２号被保険者）のみが納めます。なお、低所得者世帯については、所得に応じて均等割・平等割が軽減されます。また、後期高齢者医療制度への移行により国保資格を取得・喪失する場合に軽減措置が適用されます。
平成２３年度は、政令により賦課限度額が引き上げられました。
また、震災の対応として、所得割、資産割の応益割率が引き下げ、均等割、平等割の応能割率が引き上げとなり、それぞれ昨年度と比べ割合が変更となりました。

医　療　分　賦課限度額５１万円（前年度 50 万円）

所得割額＝（前年の所得－基礎控除）×税率（５．０６／１００）
資産割額＝固定資産税額×税率（１８．５５／１００）
均等割額＝世帯の国保加入者数×１人あたりの金額（２４，０００円）
平等割額＝１世帯あたりの金額（２２，２００円）

支　援　金　分　賦課限度額１４万円（前年度 13 万円）

所得割額＝（前年の所得－基礎控除）×税率（１．７９／１００）
資産割額＝固定資産税額×税率（６．５６／１００）
均等割額＝世帯の国保加入者数×１人あたりの金額（８，５００円）
平等割額＝１世帯あたりの金額（７，５００円）

介　護　分　賦課限度額１２万円（前年度 10 万円）

所得割額＝（前年の所得－基礎控除）×税率（１．７２／１００）
資産割額＝固定資産税額×税率（７．５８／１００）
均等割額＝世帯の国保加入者数×１人あたりの金額（１１，０００円）
平等割額＝１世帯あたりの金額（６，７００円）

《参考》４人世帯の課税例

（世帯主(40 歳)：前年所得 200 万円　扶養：妻、子供２人　固定資産税 2 万円）

医　療　分　賦課限度額５１万円
所得割額＝（前年の所得－基礎控除）×税率（５．０６／１００）=84,502 円
資産割額＝固定資産税額×税率（１８．５５／１００）=3,710 円
均等割額＝世帯の国保加入者数×１人あたりの金額（２４，０００円）=96,000 円
平等割額＝１世帯あたりの金額（２２，２００円）=22,200 円

支　援　金　分　賦課限度額１４万円
所得割額＝（前年の所得－基礎控除）×税率（１．７９／１００）=29,893 円
資産割額＝固定資産税額×税率（６．５６／１００）=1,312 円
均等割額＝世帯の国保加入者数×１人あたりの金額（８，５００円）=34,000 円
平等割額＝１世帯あたりの金額（７，９００円）=7,900 円

介　護　分　賦課限度額１２万円
所得割額＝（前年の所得－基礎控除）×税率（１．７２／１００）=28,724 円
資産割額＝固定資産税額×税率（７．５８／１００）=1,516 円
均等割額＝世帯の国保加入者数×１人あたりの金額（１１，０００円）=11,000 円
平等割額＝１世帯あたりの金額（６，７００円）=6,700 円

(※100 円未満切捨て)

合計年税額　327,300 円

井戸水等モニタリング調査結果

「ND」とは、測定結果が検出下限値と下回ったことを指します。
検出下限値は、測定機器や測定条件により測定ごとに異なりますが、この結果においては概ね5Bq/kg前後です
※原子力安全委員会が定めた「飲料摂取制限に関する指標」飲料水の場合
放射性ヨウ素　300Bq/kg
放射性セシウム：200 Bq/kg

採取日	場所	水源の種類	検査結果
7／27	上川内字子安川	井戸水	ND
7／29	上川内字細越	井戸水	ND
7／31	上川内字瀬耳上	井戸水	ND
8／2	上川内字原	井戸水	ND
8／4	下川内字宮渡	湧水	ND
8／6	上川内字続ヶ滝	井戸水	ND
8／8	下川内字バク	表流水	ND
8／10	下川内字手古岡	表流水	ND

採取日	場所	水源の種類	検査結果
8／12	上川内字大平	井戸水	ND
8／14	上川内字中里	井戸水	ND
8／16	下川内字宮渡	井戸水	ND
8／18	上川内字続ケ滝	井戸水	ND
8／20	上川内字十八窪	井戸水	ND
8／22	下川内字熊ノ坪	井戸水	ND
8／24	上川内字高見租根	井戸水	ND
8／26	上川内字虚都窪	井戸水	ND

秋元卓三さんに栄えある瑞宝双光章受章

第３区の秋元卓三さんは、春の叙勲で瑞宝双光章に輝きました。

受章伝達式は、去る７月５日、東京プリンスホテルにおいて総務大臣から行われました。その後、皇居において天皇陛下から拝謁の栄誉を賜りました。

秋元さんは、平成３年から総務省行政相談員に任命され、自宅や定例相談会などにおいて、各種相談に気軽に応じ、村民の安全で安心した暮らしに貢献されたことが認められたものです。その他には本村選挙管理委員長を２期８年勤められ、また村老人クラブ連合会長や天山祭り実行委員長も現職で務められ、積極的に地域福祉の向上や交流人口拡大にも寄与されております。

原発事故で避難生活を強いられておりますが、久々に明るい話題の勲章受章誠におめでとうございます。村民皆様でこの喜びを分かち合いたいと思います

川内村災害対策本部
〒９６３－０１１５郡山市南２丁目５２ビッグパレットふくしま内
TEL０１２０－３８－２１１９／FAX０２４－９４７－８５３１
http://www.kawauchimura.jp